

○総務省告示第五百十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十四条の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第三百七十八号（構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

- 「
- (1) 占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの
九一六・八MHz、九一八MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz
 - (2) 占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下のもの
九二〇・五MHz又は九二〇・七MHz
 - (3) 占有周波数帯幅が四〇〇kHzを超え六〇〇kHz以下のもの
九二〇・六MHz

、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHz

に改める。

「